

JICQA 審査登録規則

(FSSC 固有事項)



2024年4月1日

日本検査キューエイ株式会社

目次

1.目的	1
2.適用範囲	1
3.定義	1
4.審査登録の申請及びそのレビュー	1
5.審査プログラム	1
6.基本的な審査フロー	1
7.初回登録	2
8.登録の維持	2
9.登録の更新	3
10.その他の審査	3
11.申請組織、登録組織への要求事項	3
12.登録の一時停止及び取消し	4
13.機密保持、個人情報保護	4
14.異議申立て及び苦情申立て	4
15.損害賠償	4
16.審査登録料金及び費用の支払い	4
17.付帯サービス	4
18.本規則の改訂と追補版	4
19.準拠法及び管轄裁判所	4
20.協議	4
付則	4

JICQA 審査登録規則(FSSC 固有事項)

1.目的

この JICQA 審査登録規則(FSSC 固有事項)(S510E01)(以下、本規則という)は、JICQA 審査登録規則(C510E01)に加え、FSSCに係る追加の固有事項を定めたものである。

2.適用範囲

本規則は、JICQA が実施する FSSC 審査登録業務に適用する。

3.定義

JICQA 審査登録規則(C510E01)の3.定義に下記3.16を追加する。

3.16 非通知審査

JICQA が組織に審査日を予め通知せずに登録組織の施設で行われる完全な現地サーベイランス審査。3年間の認証期間において、2回あるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は非通知審査を実施する。なお、生産が行われていないような正当な理由がある場合は、JICQA と組織との間でブラックアウトデイを事前に合意することができる。

4.審査登録の申請及びそのレビュー

JICQA 審査登録規則(C510E01)の4.審査登録の申請及びそのレビューによる。

5.審査プログラム

JICQA 審査登録規則(C510E01)の5.審査プログラムによる。

6.基本的な審査フロー

JICQA 審査登録規則(C510E01)の6.基本的な審査フローによる。ただし、6.4 審査結果報告は、下記による。

6.4 審査結果報告

1) JICQA は、審査結果を報告書にまとめる。報告書には、次の事項を含める。

- (1) 適用規格の要求事項に対する適合性の評価結果
- (2) 登録、登録維持または登録更新についての審査チームの結論
- (3) 現地審査において観察された不適合及びその程度の特

定
不適合の定義は、“要求事項を満たしていないこと”であり、その要求事項には、適用規格の要求事項、JICQA 審査登録規則(C510E01)の要求事項、JICQA 登録マーク・認定シンボル使用規則(C510E07)の要求事項、法令及び規制要求事項、顧客を含む利害関係者の要求事項、組織が自ら定めた要求事項を含む。不適合の所見は次の3つにランク付けされる。

a) 危機的な不適合

食品安全が直接影響を受ける、あるいは適法性及び/または認証の完全性が危機に瀕している不適合。

b) 重大な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える不適合及び品質に大きく影響する関連法規制違反による不適合。

c) 軽微な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない不適合。

- (4) 不適合に対して、組織から提出された修正処置及び是正処置(是正処置計画を含む)の有効性の評価

2) 不適合に対する処置

- (1) 危機的な不適合

- ・危機的な不適合が観察された時点で審査は中断され、登録は直ちに一時停止される。
- ・組織は、修正処置又は修正処置計画、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置計画を審査中断後 14 日以内に JICQA に提出すること。
- ・審査中断後 6 週間から 6 ヶ月以内に再審査を実施し、登録の一時停止が解除されなければならない。登録の一時停止が解除されない場合は、登録の取り消しとなる。

(2) 重大な不適合

- ・組織は、修正処置、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置を合意した期日までに JICQA に提出すること。
- ・審査終了日から 28 日以内にフォローアップ審査を実施し、修正処置及び是正処置の有効性が確認されなければならない。28 日以内に有効性が確認されない場合は、直ちに登録の一時停止となる。なお、フォローアップ審査の結果は、上記 1) の報告書に織り込まれる。

(3) 軽微な不適合

- ・組織は、修正処置、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置計画を合意した期日までに JICQA に提出すること。
- ・審査終了日から 28 日以内に是正処置計画及び修正処置は容認さなければならない。容認されない場合は、以下の処置をとる。
 - 初回審査では、前回の第 2 段階審査の審査最終日から最長 6 ヶ月以内に再度第 2 段階審査を実施する。
 - その他審査では、登録の一時停止となる。
- ・組織は、是正処置を是正計画に従って完了しなければならない。
- ・是正処置計画に基づき実施された是正処置の有効性は、次回審査で確認する。

なお、初回審査は、危機的な不適合による審査の中断及び不適合の処置が規定期間内に完了しない場合は、初回審査を終了し、「登録を推奨しない」として認証決定プロセスに諮る。

7. 初回登録

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 7.初回登録による。ただし、7.4 登録組織の公表、7.5 登録組織情報の届出については、次の事項による。

7.4 登録組織の公表

1) JICQA は、下記に示す登録組織の情報を JICQA ウェブサイトで公表する。登録情報を非公開とすることはできない。

- (1) 組織名
- (2) 所在地
- (3) 登録日
- (4) 登録番号
- (5) 適用規格
- (6) カテゴリ
- (7) 登録範囲

2) JICQA は、登録の一時停止、または取消しとなった登録組織を JICQA ウェブサイトに公表する。

7.5 登録組織情報の届出

1) JICQA は、認定範囲にある組織を登録した場合、登録組織の情報を認定機関である JAB 及びスキームオーナーである FSSC 財団に届け出る (データベースへの登録を含む)。また、登録組織の情報に変更が生じた場合も、同様に届け出る。

2) 登録組織は、JICQA が届け出た情報を当該機関のウェブサイトに公開することに同意すること。

8. 登録の維持

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 8.登録の維持による。

9.登録の更新

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 9.登録の更新による。

10.その他の審査

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 10.その他の審査による。

11.申請組織、登録組織への要求事項

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 11.申請組織、登録組織への要求事項による。ただし、11.4 届出事項、11.9 FSSC に関する追加要求事項は次による。

11.4 届出事項

組織は、次に該当する場合は、3 営業日以内にその状況を JICQA に報告すること。JICQA は (1)~(3)に該当する届出を受理した場合、FSSC 財団に報告する。

- (1) FSSC 要求事項の順守に影響を与える重大な変更がある場合
なお、重大な変更への該当の有無が判断し難い場合は、JICQA に相談のこと。
- (2) 不可抗力、天災、人災（戦争、ストライキ、テロ、犯罪、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキングなど）の結果、食品安全性、品質、認証の完全性に重大な脅威をもたらす状況を含む、食品安全マネジメントシステム、法令順守または認証の完全性に影響を及ぼす重大な事象が発生した場合
- (3) 認証の完全性が脅かされる、及び／又は FSSC 財団の評判を落とす可能性がある重大な事象。これには以下のものが含まれるが、これらに限定されない。
 - 公的な食品安全事象（例えば、公開リコール、取消、災害、食品安全突発事故など）
 - 食品安全問題の結果、規制当局から課される措置で、追加監視や生産の強制停止が必要なもの
 - 法的手続き、起訴、不法行為、過失
 - 不正行為および汚職
- (4) マネジメントシステムや登録範囲等の変更が生じた場合（登録情報確認表 (S510F10) またはマネジメントシステム変更届出書 (C510F11) により届け出ること）

11.9 FSSC に関する追加要求事項

- 1) 組織は、登録組織に関する情報を必要に応じて FSSC 財団、認定機関、IAF、GFSI 及び政府当局と共有することを認めること。
- 2) 組織は、JICQA 及び FSSC 財団が登録状況の情報を外部と共有することに合意すること。
- 3) 組織は、要請があった場合に認定機関及び FSSC 財団による立会評価を受け入れること。
- 4) 工場の移転（引っ越し）が発生した場合は、既存の登録は抹消し、新たな審査登録を申請すること。
- 5) 審査が複数日に及ぶ場合は連続した日程（営業日でない週末及び祝日を除く）で実施する。
- 6) 製造サイトの審査において、オフサイトの本社機能への追加の審査の必要性が生じた場合は、組織は追加の審査を受け入れること。
- 7) 組織が希望する場合は、全てのサーベイランス審査及び更新審査を非通知審査で実施することができる。
- 8) 計画した非通知審査が全て実施できなかった場合は、非通知審査終了日から 4 週間以内にかつ暦年内に未実施の審査について追加の審査を実施する。
- 9) 正当な理由がなく非通知審査を拒否した場合は、3 営業日以内に当該組織の登録を一時停止する。予定された非通知審査日から 6 ヶ月以内に非通知審査が実施できない場合は、登録を取り消す。
- 10) JICQA と FSSC 財団とのライセンスが一時停止、取消または終了した場合は、JICQA または FSSC 財団から組織の登録を一時停止または取り消しすることがある。
- 11) 登録の一時停止または取消となった場合は、当該組織は、その旨を必要な利害関係者に通知すること。
- 12) 登録組織は、次のものに FSSC 22000 認証ロゴの使用及び文章による登録の表明は行ってはならない。
 - (1) 製品

- (2) 製品ラベル
- (3) 製品の包装（一次、二次、またはその他の形式を含む）
- (4) 分析証明書または適合証明書（CoA's または CoC's）

12.登録の一時停止及び取消し

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 12.登録の一時停止及び取消しによる。

13.機密保持、個人情報保護

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 13.機密保持、個人情報保護による。

14.異議申立て及び苦情申立て

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 14.異議申立て及び苦情申立てによる。

15.損害賠償

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 15.損害賠償による。

16.審査登録料金及び費用の支払い

申請組織及び登録組織は、審査登録業務の内容に応じて、JICQA マネジメントシステム審査料金表に定める次の審査登録料金及び費用を JICQA に支払わねばならない。支払われた料金及び費用は、JICQA の責に帰す場合を除き返還しない。JICQA マネジメントシステム審査料金表は、その最新版を適用する。

- (1) 申請料
- (2) 基本料
- (3) 各審査料
- (4) 各審査実施に伴う交通費、宿泊料及び移動料
- (5) 登録料
- (6) 登録維持料（認定機関関連料金を含む）
- (7) FSSC 財団の登録維持料（登録証毎に発生）
- (8) JICQA は、理由の如何に関わらず非通知審査を実施できなかった場合には、JICQA 審査チームの交通費、宿泊料及び移動料を含め、審査に係るすべての費用を当該組織に請求できるものとする。
- (9) その他、申請組織または登録組織と JICQA で合意された追加料金及び費用

17.付帯サービス

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 17.付帯サービスによる。

18.本規則の改訂と追補版

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 18.本規則の改訂と追補版による。

19.準拠法及び管轄裁判所

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 19.準拠法及び管轄裁判所による。

20.協議

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 20.協議による。

付則

JICQA 審査登録規則(FSSC 固有事項)(S510E01-R01、2024-04-01)は 2024年4月1日より発効する。

以 上